

## ● ● ● 特定支出の範囲に勉強会の会費、 ● ● ● 労働組合費が含まれる方向 ● ● ● 職業上の団体の経費（勤務必要経費）に該当

**平**成23年度税制改正大綱では、給与所得控除の上限設定と併せて、特定支出控除の見直しが明記された。特定支出の範囲拡大では、弁護士や税理士などの資格取得費および図書費、衣服費、交際費、職業上の団体の経費の勤務必要経費が追加される。この職業上の団体の経費には、会社内での勉強会の会費や労働組合費も該当することになる模様だ。また、交際費については、勤務必要経費総額に65万円の上限が設けられることから、「支出額の〇%を限度」といった限度割合は設けられない。

### 職務に関連する経費か否か

現行、特定支出控除の対象となる特定支出は、①通勤費（通勤のために通常必要な運賃等の額）、②転居費（転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費および家財の運送費等の額）、③研修費（職務に直接必要な技術または知識を習得することを目的として受講する研修費）、④資格取得費（職務に直接必要な資格を取得するための費用）、⑤帰宅旅費（転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月4回を限度））とされている。

平成23年度税制改正大綱では、この特定支出控除の見直しとして、(1)特定支出の範囲の拡大、(2)特定支出控除の適用判定・計算方法の見直しが明記された。

具体的には、(1)において、現行法では

対象外の職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費および職務と関連のある図書の購入費（定期刊行物、専門書に限る）、職場で着用する衣服の衣服費、社会通念上、職務に通常必要な交際費、職業上の団体の経費（学会費、社交団体等の会費）の勤務必要経費が、特定支出の範囲に追加される。

この職業上の団体の経費については、職務に関連する経費かどうかのポイントとなる。たとえば、会社内で組織された職務に関連する勉強会の会費は特定支出の対象とされる。また、労働組合費については、労働条件を改善するための経費として特定支出に含まれることになる模様だ。

なお、勤務必要経費については、総額65万円が上限とされることから、特定支出の対象となる交際費については、「支出額の〇%を限度」といった限度割合は設けられない。

### 1,500万円超の場合は125万円が基準

(2)では、その年の特定支出の額の合計額につき、①その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下の場合、その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える部分、②その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合、125万円を超える部分の金額を給与所得控除額に加算できるとしている。